

付 議 第 5 号

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

平成 28 年 6 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例
議案

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例(昭和41年高知県条例第35号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

- 3 平成28年熊本地震(平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

(高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例(昭和44年高知県条例第36号)の一部を次のように改正する。

付則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

- 7 平成28年熊本地震(平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和58年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「第5条」を「第3条」に、「第6条」を「第4条」に改める。

附則に次の1項を加える。

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

- 6 平成28年熊本地震(平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(高知県立学校授業料等徴収条例の一部改正)

第4条 高知県立学校授業料等徴収条例(昭和23年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 平成28年熊本地震(平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、第4条の規定による改正後の高知県立学校授業料等徴収条例の規定は、平成28年4月14日から適用する。

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する
条例議案説明

この条例は、平成28年熊本地震の被災者が、県立幡多看護専門学校、県立高等技術学校、県立農業大学校、県立中学校又は県立高等学校に入学し、又は転入学する場合について、入学手数料及び入学料又は入校手数料及び入校料を徴収しないこととしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例
(抜粋)

高知県立幡多看護専門学校の設置及び管理に関する条例
(抜粋)

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しなければならない。

(入学手数料)

第4条 学校へ入学を志願する者は、5,000円の入学手数料を納付しなければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

(入学料)

第5条 学校への入学許可を受けようとする者は、1万円の入学料を納付しなければならない。

付 則

付 則

(施行期日)

(施行期日)

1 略

1 略

(東日本大震災に伴う特例措置)

(東日本大震災に伴う特例措置)

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した

熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。)が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、第4条に規定する入学手数料及び第5条に規定する入学金を県に納付することを要しない。

新	旧	対	照	表
高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）				高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）
（入校手数料）				（入校手数料）
第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。				第2条 学校の普通課程の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。
（入校料）				（入校料）
第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。				第3条 学校の普通課程に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。
付 則				付 則
（施行期日）				（施行期日）
1 略				1 略
（他の条例の廃止）				（他の条例の廃止）
2 略				2 略
（経過規定）				（経過規定）
3 略				3 略
（東日本大震災に伴う特例措置）				（東日本大震災に伴う特例措置）
4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第				4 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第

2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(普通課程の介護福祉士養成科の設定)

5・6 略

(平成28年熊本地震に伴う特例措置)

7 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第2条及び第3条の規定にかかわらず、第2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

2条に規定する入校手数料及び第3条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

(普通課程の介護福祉士養成科の設定)

5・6 略

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

高知県立農業大学校の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（入校手数料）

第3条 大学校の養成部門の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校手数料）

第3条 大学校の養成部門の入校試験を受けようとする者は、2,200円の入校手数料を納付しなければならない。

（入校料）

第4条 大学校の養成部門に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

（入校料）

第4条 大学校の養成部門に入校を許可された者は、5,650円の入校料を納付しなければならない。

附 則

附 則

（施行期日）

（施行期日）

1 略

1 略

（高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例の廃止）

（高知県立実践農業大学校の設置及び管理に関する条例の廃止）

2 略

2 略

（経過措置）

（経過措置）

3・4 略

3・4 略

（東日本大震災に伴う特例措置）

（東日本大震災に伴う特例措置）

5 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納

5 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、第5条に規定する入校手数料及び第6条に規定する入校料を県に納

付することを要しない。

（平成28年熊本地震に伴う特例措置）

6 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第3条及び第4条の規定にかかわらず、第3条に規定する入校手数料及び第4条に規定する入校料を県に納付することを要しない。

付することを要しない。

新
高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあつては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあつては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあつては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあつては、500円

附 則

1 略

2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

旧
高知県立学校授業料等徴収条例（抜粋）

第1条 県立学校へ入学を志願する者は、次に掲げる額の入学手数料を納付しなければならない。

- (1) 県立中学校にあつては、2,200円
- (2) 県立高等学校の全日制の課程にあつては、2,200円
- (3) 県立高等学校の定時制の課程にあつては、950円

第2条 県立高等学校に入学を許可された者は、当該学校長の指定する期日までに、次に掲げる額の入学料を納付しなければならない。

- (1) 全日制の課程にあつては、5,650円
- (2) 定時制の課程にあつては、2,100円
- (3) 通信制の課程にあつては、500円

附 則

1 略

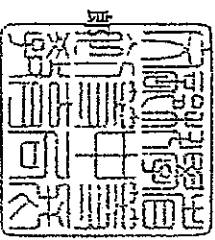
2 東日本大震災（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の発生の日において特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第3項に規定する特定被災区域をいう。）に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

3 平成28年熊本地震（平成28年4月14日21時26分以降に発生した熊本県を中心とする一連の地震活動をいう。以下この項において同じ。）が発生した同日において、平成28年熊本地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域に住所又は居所を有していた被災者は、第1条及び第2条の規定にかかわらず、第1条に規定する入学手数料及び第2条に規定する入学料を県に納付することを要しない。

28文科初第163号
平成28年4月18日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小 松 観 次



(印影印刷)

平成28年(2016年) 熊本地震における被災地域の児童生徒等の
就学機会の確保等について (通知)

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、平成28年(2016年) 熊本地震に被災した児童生徒等の就学の機会を確保する等の観点から、当該児童生徒等に係る事務の取扱い等に当たり、下記の事項について十分御留意いただくようお願いいたします。また、所管の学校及び城内の市町村教育委員会に対し、本通知の趣旨について十分御周知いただくとともに、必要な指導・支援をお願いします。

都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては公立学校における下記の取扱いの趣旨について十分御留意いただくとともに、所轄の学校に対し、本通知の趣旨について御周知いただくようお願いいたします。

記

1. 被災した児童生徒等の公立学校への受入れについて

被災した児童生徒等から城内の公立学校への受入れの希望があった場合には、可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受け入れること。

なお、高等学校等については、収容定員を超えた受入れについても、特段の配慮をすること。また、来年度入学者選抜の実施に当たっても必要な配慮をすること。

2. 義務教育段階における教科書の取扱いについて

被災した義務教育諸学校の児童生徒が転入学した場合には、通常の転入学の場合と同様に、平成28年度用教科書が無償給与すること。

なお、転入学前の学校で給与された教科書を滅失・棄損している場合には、当該教科書分を併せて無償給与して差し支えないこと。

また、この場合には教科用図書給与証明書がなくとも、必要な教科書の無償給与を受けることができるものとする。

3. 公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等における入学科等の取扱いについて

公立幼稚園、高等学校及び特別支援学校等において、今回の地震により、児童生徒等の学資を負担している者が災害を受け、授業料（保育料）、入学科（入園料）、受講料、寄宿舎使用料等の納付が困難な者（被災に伴う転入学者等を含む。）に対しては、各地方公共団体における入学科等の免除及び減額に関する制度等も踏まえ、配慮すること。

4. 就学援助等について

被災により就学援助等を必要とする児童生徒等に対しては、その認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、通常の手続きによることが困難と認められる場合においても、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

5. 高校生等への修学支援について

高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金については、被災した生徒の状況に応じ、申請期間を延長するなど被災者に配慮した柔軟な対応を行うこと。

また、被災により奨学金を必要とする高校生等に対しては、可能な限り速やかに弾力的な対応を行うこと。

更に、卒業年次の高校生等については、日本学生支援機構の奨学金等、大学等への進学に際して利用できる経済的支援についても周知を行うこと。

6. 課程の修了の認定等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないよう配慮すること。

7. 補充のための授業等について

被災した児童生徒が在籍する学校においては、当該児童生徒が授業を十分受けることができないことよって、学習に著しい遅れが生じるような場合には、可能な限り、補充のための授業その他必要な措置を講じるなど配慮すること。

8. 心のケアを含む健康相談等の充実について

被災した児童生徒等を受け入れた学校において臨時健康診断の実施や、心のケアを含む健康相談を行うなどして、児童生徒等の心の健康問題に適切に取り組むよう配慮すること。

また、被災地域の学校が再開されたときにも、同様の対応がとられるよう配慮す

るとともに、被災地域以外の学校においても、児童生徒等の心の健康問題に適切に対応するよう配慮すること。

【本件連絡先(とりまとめ)】
文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課企画係
(電話) 03-67334-2589
(FAX) 03-67334-3731